

土砂災害防止法に基づく基礎調査の結果について
(住民説明会用)

よくある質問Q&A

令和7年9月

目次

1 土砂災害について	
Q1-1 土砂災害は、どのくらい発生しているのですか。	1
Q1-2 土砂災害は、どのような時におこるのですか。	1
Q1-3 近年の土砂災害の傾向、及びそれら災害への対応方針はどうですか。	1
2 新たな基礎調査について	
Q2-2 基礎調査は、誰が行ったのですか。	2
Q2-3 基礎調査の対象箇所は、どのように選定されたのですか。	2
Q2-4 基礎調査を行った箇所は、すべて土砂災害防止法に基づく区域指定を行うのですか。	2
Q2-5 今まで崩れたことがないので、調査する必要はあるのでしょうか？	2
3 区域の指定（解除）について	
Q3-1 土砂災害警戒区域（イエローゾーン）に指定されると、どのようなことが必要になるのですか。	3
Q3-2 土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）に指定されると、どのようなことが必要になるのですか。	3
Q3-3 土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）に指定されるまでに、開発などの規制、指導はありますか。	3
Q3-4 土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）において、許可が必要となるのは、どのようなものがあるのですか。	3
Q3-5 現在居住している場所が、土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）に指定された場合は、どうすればよいのですか。	4
Q3-6 急傾斜地の崩壊の場合、高さ 5m、勾配 30° のがけが土砂災害防止法の対象となっていますが、何か根拠はありますか。	4
Q3-7 土石流の場合、流域面積が 5 ㎤以下、勾配 2° 以上のものが対象となっていますが、何か根拠はありますか。	4
Q3-8 土砂災害警戒区域等の範囲は変更されるのですか。	4
Q3-9 県等が造成を許可した宅地が、どうして土砂災害警戒区域等に指定されるのですか。	4
Q3-10 指定された区域を現地で確認したい場合は、どうすればよいですか。	5
Q3-11 土砂災害警戒区域等に指定された場合、その指定範囲はどこで確認できますか。	5
Q3-12 区域指定したことを、教えてもらえるのですか。	5
Q3-13 区域指定に際して意見を言いたい、どのようにしたらよいですか。また、意見は反映してもらえますか。	5
Q3-14 区域指定に反対すれば、指定は行わないのですか。	5
Q3-15 いままで、何十年も土砂災害が発生してない箇所であれば、区域指定する必要はないのではないですか。	5
Q3-16 区域指定されると、地価が下がるのではないですか。	6
Q3-17 土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）に指定された場合、土地や建築物に対する規制がかかりますが、規制に対する補償はありますか。	6
Q3-18 すでに「急傾斜地崩壊危険区域」に指定されているので、土砂災害防止法に基づく区域指定は必要ないのではないですか。	6
Q3-19 がけ（谷）から離れている箇所が、土砂災害警戒区域（イエローゾーン）に指定されますが、土砂災害により土石は到達するのですか。	6
Q3-20 土砂災害警戒区域等に指定されるのですが、がけ下直下と離れた所では安全度が異なると思いますが。	6
Q3-21 「土砂災害警戒区域等」に指定されなかった箇所は、土砂災害が発生しない、安全な土地ということですか。	7
Q3-22 上流にえん堤が施行されている場合は、土砂災害が発生しても安全と考えてよいのですか。	7
Q3-23 土砂災害防止法の目的はなんですか。	7
Q3-24 土砂災害警戒区域（イエローゾーン）、土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）が	

指定された場合、どうすれば指定が解除されるのですか？	7
Q3-26 県のソフト対策の取り組みは何ですか。	8
Q3-27 調査結果の周知方法はどのようになりますか。	8
4 県のハード対策について	
Q4-1 ハード対策の事業は誰がやるのですか。（急傾斜地）	9
Q4-2 区域指定された場合、宮城県は対策工事を行うことになるのですか。	9
Q4-3 区域指定を進めるより、対策工事（ハード対策）を実施すべきではないでしょうか。	9
5 避難情報の発令と伝達について	
Q5-1 避難情報の種類とその内容について教えて欲しいのですが。	10
Q5-2 避難準備情報の発令など、宮城県の土砂災害警戒情報システムを活用するとあるが、どのようなシステムなのですか。	10
Q5-3 避難情報の発令対象地域は、どのような地域になっているのですか。	10
Q5-4 高齢者等避難を発令する際には、市としてどのような対応を行うのですか？	10

1 土砂災害について

Q1-1 土砂災害は、どのくらい発生しているのですか。

A1-1 全国では、年間約1,000件を超える土砂災害が毎年のように発生しています。

宮城県では、令和6年度の被害は3件ですが、令和元年東日本台風時に254件、令和4年7月豪雨で33件の土砂災害が発生しています。

Q1-2 土砂災害は、どのような時におこるのですか。

A1-2 土砂災害は何日も続く長雨や、これまでの雨が急に強くなったときに発生することが多いですが、いつどこで発生するかについては、その場所の地形や地質・植生・土地の利用状況など様々な要因によって左右されるため、正確な場所と時間を把握することは困難な災害です。

大雨による土砂災害発生の大危険度が高まったとき、市町村長が避難指示等を発令する際の判断や住民の自主避難の参考となるよう、宮城県と気象庁が共同で「土砂災害警戒情報」を発表しています。

土砂災害警戒情報が発表されていなくとも、土砂災害の発生する可能性がありますので、気象情報等に注意し、早めの避難を心がける必要があります。

Q1-3 近年の土砂災害の傾向、及びそれら災害への対応方針はどうですか。

A1-3 近年、気象変動に伴う土砂災害の激甚化・頻発化が顕著です。

特に令和元年東日本台風における丸森町での「土砂・洪水氾濫被害」「流木被害」が象徴的なものでありました。

今後は、従来の単一溪流や斜面に対しての砂防堰堤整備や急傾斜施設整備に加え、広域的な防災対応として、「流域治水」や「森林部局等との連携」を視野においたハード整備が求められています。

また、住民の逃げ遅れによる被災が発生するなど、ソフト対策の重要性も再認識されてきておりますので、その一環として、危険箇所の事前公表にも取り組んでいます。

2 新たな基礎調査について

Q2-1 基礎調査とは、どのような調査を行ったのですか。

A2-1 高精度な航空写真（縮尺1/1,000）等から三次元の地図（基盤図）を作成し、その後、地形、対策施設の状況、土地の利用状況等を高精度な航空レーザ測量成果（縮尺1/1,000以上）を用いた地形解析や必要に応じ現地調査を行うことで、土砂災害により被害を受けるおそれのある区域を設定します。

Q2-2 基礎調査は、誰が行ったのですか。

A2-2 基礎調査は、宮城県から委託された設計コンサルタント業者が行いました。

Q2-3 基礎調査の対象箇所は、どのように選定されたのですか。

A2-3 近年、全国的に土砂災害警戒区域外においても土砂災害が発生している状況を踏まえ、国では従来の地形図（縮尺1/25,000）判読では抽出困難な箇所への対応を行うため、令和2年に土砂災害防止対策基本指針を変更しています。

県では国の基本指針を踏まえ、高精度な地形情報（縮尺1/5,000）を用いて、新たな「土砂災害が発生するおそれのある箇所」18,700箇所を抽出し調査を行っています。

Q2-4 基礎調査を行った箇所は、すべて土砂災害防止法に基づく区域指定を行うのですか。

A2-4 基礎調査を実施する箇所は、高精度な地形情報（縮尺1/5,000）で確認して決めたものであり、区域指定を行うにあたっては、高精度な地形解析（縮尺1/1,000以上）等の調査を行うことで、区域指定の範囲を決定します。地形解析等の結果、区域指定がなされない箇所もあります。

Q2-5 今まで崩れたことがないので、調査する必要はあるのでしょうか？

A2-5 がけ崩れがどこで発生するかを確実に予測するのは困難です。これまでに崩れたことがない箇所であっても、斜面の風化や経験したことのない豪雨等により崩れるおそれがあります。日本全国の被災事例をみますと、過去に崩れたことがない箇所での災害も多くなっております。本法律は、崩れた場合に被害のおそれのある範囲を明らかにすることで住民の生命・身体を守ることを目的としており、崩れやすさといった危険度を明らかにするものではありません。

3 区域の指定(解除)について

Q3-1 土砂災害警戒区域（イエローゾーン）に指定されると、どのようなことが必要になるのですか。

A3-1 土砂災害警戒区域（イエローゾーン）に指定されると、市町村は、警戒避難体制を整備することが義務付けられ、円滑な警戒避難が行われるために必要な事項について、住民に周知するよう努めることになります。

また、不動産取引においては、土砂災害警戒区域（イエローゾーン）である旨を、重要事項説明書に記載し、交付、説明を行わなければなりません。

Q3-2 土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）に指定されると、どのようなことが必要になるのですか。

A3-2 土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）に指定されると、土砂災害警戒区域（イエローゾーン）で行われることに加えて、以下のことが追加されます。

■ 特定開発行為に対する許可制

住宅宅地分譲並びに社会福祉施設、幼稚園、病院、その他要配慮者利用施設の建築のための開発行為（特定開発行為）は、県知事の許可が必要となります。

■ 建築物の構造規制

土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）内では、居室を有する建築物の建築行為は、土砂災害が発生した場合に想定される土石の移動・堆積の力に耐えられるよう、構造が規制され、建築確認が必要となります。

■ 建築物などの移転の勧告及び支援措置

県知事は、土砂災害に対し危険な状態にある建築物の所有者などに対し、家屋の移転等の勧告をすることができます。また、勧告を受けた場合、移転の際、住宅金融支援機構による融資を受けることができます。

Q3-3 土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）に指定されるまでに、開発などの規制、指導はありますか。

A3-3 土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）に指定されるまでは、開発行為や建築される建物などには、土砂災害防止法による法的な規制はありません。

Q3-4 土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）において、許可が必要となるのは、どのようなものがあるのですか。

A3-4 土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）において、以下の行為（特定開発行為）をしようとするときは、県知事（土木事務所長）の許可を受ける必要があります。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為等については、適用除外となっています。

- 住宅（自己の居住の用に供するものを除く。）を建築する目的で行われる土地の区画形質の変更（宅地分譲、建売住宅、賃貸住宅が該当します）
- 高齢者、障害者、乳幼児その他の特に防災上の配慮を要する者が利用する社

会福祉施設、学校及び医療施設などの災害時要援護者関連施設を建築する目的で行われる土地の区画形質の変更

Q3-5 現在居住している場所が、土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）に指定された場合は、どうすればよいのですか。

A3-5 土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）に居住されている場合は、そのまま居住することが可能ですし、直ちに移転勧告することはありません。しかし、土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）に指定された後に、建替や増築等を行われる場合は、建築物の構造規制に基づく建築確認を受ける必要があります。

Q3-6 急傾斜地の崩壊の場合、高さ 5m、勾配 30° のがけが土砂災害防止法の対象となっていますが、何か根拠はありますか。

A3-6 過去のがけ崩れ災害データの統計により、高さ 5m 未満の場合には生命、身体に危害を生じたものはないとされています。また、勾配については、急傾斜地法では 30° 以上が急傾斜地の定義となっており、過去の災害事例においても急傾斜地の崩壊はほとんどが 30° 以上となっています。ただし、5m 以下、30° 未満の場合が、必ずしも安全ということではありません。

Q3-7 土石流の場合、流域面積が 5 km²以下、勾配 2° 以上のものが対象となっていますが、何か根拠はありますか。

A3-7 一般に勾配の急な溪流の流域面積は比較的小さいものとなっており、これまでに実施された土石流危険溪流に関する調査の結果によれば、全国の抽出された溪流約 8 万のうち流域面積 5 km²以下の溪流が全体の 99%を占めています。

また、家屋被害を発生させた土石流に関する過去のデータによれば、土砂堆積範囲の下流端の土地の勾配は、全体の 95%が 2° 以上となっています。

Q3-8 土砂災害警戒区域等の範囲は変更されるのですか。

A3-8 土砂災害警戒区域等は、地形地物の変化状況によっては区域変更や解除の可能性があります。土砂災害警戒区域（イエローゾーン）は、地形要因に基づき区域指定が行われるため、地形に変化がない限り区域の変更・解除は行われません。一方、土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）は、流出する土砂の移動や堆積の力からその範囲が決定されるため、対策工事等が施工され、土砂の移動や堆積の力が少なくなった場合や無くなった場合には、区域の縮小や解除が行われます。

Q3-9 県等が造成を許可した宅地が、どうして土砂災害警戒区域等に指定されるのですか。

A3-9 都市計画法や宅地造成等規制法などに基づいて開発許可を受けたところで、開発区域外の斜面や溪流からの土砂によって被害をうけています。（いわゆる「もらい被害」です。）したがって、土砂災害防止法に基づき基礎調査が実施され、区域指定の対象になることがあります。

Q3-10 指定された区域を現地で確認したい場合は、どうすればよいですか。

A3-10 現地には標柱等は設置しませんが、図面により範囲を確認できます。また、現地に区域を復元するための座標値等を宮城県砂防総合情報システム（MIDSKI）で提供しています。ただし座標復元等については、原則個人等での対応となります。

Q3-11 土砂災害警戒区域等に指定された場合、その指定範囲はどこで確認できますか。

A3-11 土砂災害警戒区域等の告示図書（図面等）は、宮城県防災砂防課または、管内土木事務所で縦覧できます。また、宮城県のホームページにも公示図書を掲載しています。

○「土砂災害警戒区域等指定箇所」【宮城県のホームページ】

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/sabomizusi/kasyo.html>

Q3-12 区域指定したことを、教えてもらえるのですか。

A3-12 区域指定を行う場合は、その旨を宮城県公報へ掲載して告示します。宮城県公報は、宮城県のホームページで閲覧できます。

指定後の縦覧等については、3-11 をご覧ください。

○「宮城県公報」【宮城県のホームページ】

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/jyohokokai/kouhou-index.html>

Q3-13 区域指定に際して意見を言いたい、どのようにしたらよいですか。また、意見は反映してもらえますか。

A3-13 土砂災害防止法は、土砂災害の危険性があると判断された箇所をお知らせすること等を目的としており、区域指定に際して、広く意見を聴くパブリックコメントのような手続きは行いません。

また、土砂災害警戒区域等の範囲は、法で定める基準等により客観的に決定するものですので、現地の状況が変更されるなどの要因が無い限り、区域を変更することはありません。

Q3-14 区域指定に反対すれば、指定は行わないのですか。

A3-14 土砂災害防止法では、区域指定の要件に地権者や占有者等の同意を必要とはしていません。

よって、現地の状況が変更されるなどの要因が無い限り、区域指定は行うこととなります。

Q3-15 いままで、何十年も土砂災害が発生してない箇所であれば、区域指定する必要はないのではないですか。

A3-15 土砂災害は、以前発生した箇所で繰り返し発生するばかりでなく、今まで

発生したことがない箇所でも斜面の風化や異常気象などにより発生することがあります。

土砂災害防止法の目的は、土砂災害が発生した際に、住民の生命・身体を守ることが目的ですので、過去に災害が発生していない箇所でも、調査の結果、土砂災害のおそれのある区域であれば、指定を行います。

Q3-16 区域指定されると、地価が下がるのではないですか。

A3-16 土砂災害防止法に基づく区域指定は、土砂災害の危険性を調査、評価し、結果を明らかにすることで、その土地が持つ危険性を明確にするものであり、区域指定によって土砂災害の危険性や土地の状況が変わるものではありません。

地価については、諸条件を考慮した上、適正な水準として評価されと考えられます。

Q3-17 土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）に指定された場合、土地や建築物に対する規制がかかりますが、規制に対する補償はありますか。

A3-17 指定に対する経済的な補償はありません。

Q3-18 すでに「急傾斜地崩壊危険区域」に指定されているので、土砂災害防止法に基づく区域指定は必要ないのではないですか。

A3-18 「急傾斜地崩壊危険区域」は、急傾斜地の崩壊が助長・誘発されるおそれがないように行為の制限や対策を実施する区域で、ハード対策を実施するための区域です。

一方、「土砂災害防止法に基づく指定区域」は、崩壊等が発生した場合に住民等の生命・身体に危害が生ずるおそれのあると認められる土地の区域で、警戒避難体制の整備や開発規制等の立地抑制などのソフト対策を実施するための区域です。このため、両方の指定目的は異なり、重ねて指定することとなります。

Q3-19 がけ（谷）から離れている箇所が、土砂災害警戒区域（イエローゾーン）に指定されますが、土砂災害により土石は到達するのですか。

A3-19 土砂災害警戒区域（イエローゾーン）は、過去の土砂災害の実例から得られたデータをもとに法令で規定された基準に基づき、土砂の到達範囲を設定したものです。土砂災害は自然現象ですので、今後実際に土砂災害が発生した場合には、区域の範囲に収まる場合や、また、超える場合があります。

Q3-20 土砂災害警戒区域等に指定されるのですが、がけ下直下と離れた所では安全度が異なると思いますが。

A3-20 一般的に、急傾斜地であればがけに近いほど土砂崩壊の危険度は増すものですが、離れているからと言っても崩土や落石の集中具合や家屋の窓などの弱

点からの被害の可能性もあり、土砂災害の危険性が少ないとは言いきれません。降雨等で土砂災害の危険性を感じた場合は、まず避難を考え、避難が困難である場合には、がけから離れた部屋や 2 階以上の部屋で過ごすなどの安全対策を講じていただくようお願いします。

Q3-21 「土砂災害警戒区域等」に指定されなかった箇所は、土砂災害が発生しない、安全な土地ということですか。

A3-21 「土砂災害警戒区域等」は、土砂災害が発生した場合に被害を受ける恐れのある土地の範囲を示しています。これはあくまで目安であり、土砂災害は自然現象であるため、土砂が必ずしも「土砂災害警戒区域等」内でおさまるとは限りません。したがって、指定されていないからと言って安全であるとは言えません。

Q3-22 上流にえん堤が施行されている場合は、土砂災害が発生しても安全と考えてよいのですか。

A3-22 えん堤などの土砂災害防止施設は、想定される土砂災害に対して人命、財産を守るために設置するものです。

県内には土石流が発生する恐れのある溪流が多くあり、想定以上の土砂災害が発生することもあり、安全とは言いきれません。大雨時には、気象情報に留意して、安全な場所に早めに避難するよう心がけてください。

Q3-23 土砂災害防止法の目的はなんですか。

A3-23 土砂災害防止法は、対策工事と相まって、土砂災害が発生するおそれがある土地の区域を明らかにし、警戒避難体制の整備などのソフト対策を推進することで、住民などの生命や身体を土砂災害から守るため制定されました。

Q3-24 土砂災害警戒区域（イエローゾーン）、土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）が指定された場合、どうすれば指定が解除されるのですか？

A3-24 次の場合は指定された区域の全部または一部が解除されます。

- ① 土地の所有者等が土地の改変を行うことにより、地形そのものが区域指定の基準（急傾斜地であれば、傾斜度 30° 以上かつ高さが 5m 以上）を満たさなくなった場合。
- ② 土地の所有者等が斜面对策等を行うことにより、崩壊に対する防護効果を有すると評価され対策施設が適切に維持管理されて、将来的に機能し続けると判断された場合。例えば、急傾斜地の土地所有者等が斜面对策を実施する場合は「急傾斜地崩壊対策事業」に準じる効果を有することが必要になります。

なお、土砂災害警戒区域（イエローゾーン）は地形要件で指定されるため、斜面对策を行っても地形要件が変わらなければ土砂災害警戒区域（イエローゾーン）の指定を解除することはできません。

Q3-26 県のソフト対策の取り組みは何ですか。

A3-26 土砂災害の講習会の開催や、企業や町内会向けの出前講座の開催を実施しています。

また、要配慮者利用施設の避難確保計画の作成に係る、市町村及び施設管理者への支援を行っています。

Q3-27 調査結果の周知方法はどのようになりますか。

A3-27 土砂災害防止法の趣旨は、住民の生命・身体の保護を最優先とするものであり、基礎調査の結果、土砂災害の恐れがある危険な箇所が確認された場合、区域指定が行われるまでには一定の期間を要するため、調査完了後に速やかに説明会を開催し、住民の皆さまに危険箇所をお知らせすることとしています。これは、住民の皆さまが日常生活の中で土砂災害への備えや避難行動に役立てていただくためのものです。

この調査結果については、居住者の方々を対象とした説明会のほか、県政だよりやHP、市町村広報で広くお知らせします。

一方、土地所有者の皆様に対しては、実際に土砂災害警戒区域等に指定した際にHPや土木事務所等における縦覧などにより、広く周知を図るとともに、必要に応じ個別に説明する方針としました。これは指定により、土地の利用や権利に制限が生じるためです。

県では、今後も引き続き情報の公開と丁寧な周知に努めてまいります。

4 県のハード対策について

Q4-1 ハード対策の事業は誰がやるのですか。（急傾斜地）

A4-1 原則土地の所有者や管理者が行うべきものですが、これらの方々が施行するのが困難あるいは不適當な場合において、一定の条件を満たすものに限り、所有者に代わって宮城県で対策を実施することができます。

Q4-2 区域指定された場合、宮城県は対策工事を行うことになるのですか。

A4-2 土砂災害防止法は、住民の生命と身体を守るために警戒避難体制の整備や特定開発行為の許可制などの、いわゆる「ソフト対策」を行うものです。区域指定された箇所に対策工事などの「ハード対策」を行うというものではありません。

宮城県では、砂防法などに基づき、対策工事を進めていますが、県内には多数の危険箇所があり、すべての危険箇所に対策工事を実施するには、莫大な費用と期間が必要となります。また、対策工事は、「過去に災害が発生した箇所」「荒廃の進んでいる箇所」などを計画的に実施します。したがって、土砂災害警戒区域等に指定されても事業が優先的に実施されとは限りません。なお、対策工事を行った場合でも、対策工事の計画を超える災害が生じる場合も考えられることから、対策工事が行われた箇所においても、警戒避難体制の整備などのソフト対策は必要です。

Q4-3 区域指定を進めるより、対策工事（ハード対策）を実施すべきではないでしょうか。

A4-3 対策工事（ハード対策）は、優先順位の高い箇所から、順次実施しています。

しかし、県内にはR7.3現在、8,600箇所以上の土砂災害警戒区域等があり、全ての箇所で対策工事を実施するには長期間を要します。

また、計画以上の災害が発生する可能性もあるため、対策工事の有無にかかわらず、警戒避難体制の整備等のソフト対策は必須であると考えています。

土砂災害防止法は、土砂災害のおそれのある区域を明確にし、住民の生命と身体を守るために警戒避難体制の整備や特定開発行為の許可制などの、いわゆる「ソフト対策」を行うもので、対策工事（ハード対策）と並行して、進めていく必要があると考えています。

土砂災害防止のために、日頃から備えを心がけて、降雨時には早めの避難をお願いします。

5 避難情報の発令と伝達について

Q5-1 避難情報の種類とその内容について教えて欲しいのですが。

A5-1 避難情報については、①「高齢者等避難」、②「避難指示」、

③「緊急安全確保」の3種類があります。

①「高齢者等避難」は、危険な場所から高齢者等は避難するよう呼びかける情報のことです。

②「避難指示」は、危険な場所から全員避難するよう呼びかける情報のことです。

③「緊急安全確保」は、命の危険があり、直ちに安全確保をとるようよう呼びかける情報のことです。

Q5-2 避難準備情報の発令など、宮城県の土砂災害警戒情報システムを活用するとあるが、どのようなシステムなのか。

A5-2 県内各地域の土砂災害危険度について 1 キロメッシュ単位で確認できるようになっており、現在から 3 時間後までの危険度が 4 段階の色別で表示されるものです。

Q5-3 避難情報の発令対象地域は、どのような地域になっているのですか。

A5-3 宮城県の土砂災害警戒情報システムにおいて土砂災害発生の危険度が高まることが予測された土砂災害警戒区域（イエローゾーン）及び土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）が含まれる地域としております。また、前兆現象を確認した場合は、その該当する地域としております。

Q5-4 高齢者等避難を発令する際には、市としてどのような対応を行うのですか？

A5-4 市の防災行政無線や登録制メールである安全安心メール等から避難情報等をお知らせするとともに、土砂災害警戒区域内の町内会長に対しての電話など、様々な情報伝達手段を用いて市民の皆様に避難を呼びかけます。